

簿記検定試験要項

主催 日本商工会議所・鹿児島商工会議所

施行日及び
申込受付期間

施行級	施行回数	施行日	申込受付期間	合格発表
1～3級	149回	平成30年6月10日(日)	4月2日(月)～5月11日(金)	1級 7月30日(月)～ 2・3級 6月18日(月)～
	150回	平成30年11月18日(日)	9月10日(月)～10月19日(金)	1級 1月7日(火)～ 2・3級 11月26日(月)～
2・3級	151回	平成31年2月24日(日)	12月17日(月)～1月25日(金)	3月4日(月)～
簿記初級・ 原価計算初級	ネット試験(試験会場・申込方法は、下記参照)			試験終了後即時

受験料(税込) 1級 7,710円 2級 4,630円 3級 2,800円 簿記初級・原価計算初級 2,160円

試験会場 鹿児島商工会議所より指定。受験票で通知します。

申込方法 所定の申込書に必要事項を原則として受験者本人が自筆で記入し、受験料を添えて鹿児島商工会議所会員サービス部へお申込みください。但し、土・日・祝日の申込受付はいたしません。試験時間の重ならない級については、2つの級を受験できます。尚、受理した受験申込書及び受験料は、試験施行の中止などの事情がある場合のほかはお返しいたしません。また、鹿児島商工会議所ホームページよりインターネットでお申込みもできます。(ネット受付事務手数料648円)

試験科目及び内容

級	試験科目	制限時間	程度・能力	試験時間
1級	(前半) 商業簿記 会計学	1時間 30分	公認会計士、税理士などの国家資格への登竜門。合格すると税理士試験の受験資格が得られる。 極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・原価計算を修得し、会計基準や会社法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析ができる。 大学等で専門に学ぶ者に期待するレベル。	9時 10時30分 (15分休憩) 10時45分 12時15分
	(後半) 工業簿記 原価計算			
2級	商業簿記 工業簿記	2時間	経営管理に役立つ知識として、最も企業に求められる資格の一つ。企業の財務担当者には必須。 高度な商業簿記・工業簿記(原価計算を含む)を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できる。 高校(商業高校)において修得を期待するレベル。	13時30分 15時30分
3級	商業簿記	2時間	ビジネスパーソンに必須の基礎知識。経理・財務担当以外でも、職種にかかわらず評価する企業が多い。 基本的な商業簿記を修得し、経理関連書類の適切な処理や青色申告書類の作成など、初歩的な実務がある程度できる。 中小企業や個人商店の経理事務に役立つ。	9時 11時
簿記初級	商業簿記	40分	ビジネスパーソンが業種・職種にかかわらず日常業務をこなすための必須知識。簿記の基本用語や複式簿記の仕組みを理解し、業務に利活用できる。	随時 (ネット試験)
《新設》 原価計算初級	原価計算	40分	ビジネスパーソンが業種・職種にかかわらず事業の収益性を把握するための基礎知識。原価計算の基本用語や原価と利益の関係を分析・理解し、業務に利活用できる。	随時 (ネット試験)

(注) 会計基準及び法令については、毎年度4月1日現在施行されているものに準拠するものとする。

合格基準 各級とも満点を100点とし、得点70点以上をもって合格とする。但し、1級に限り、1科目ごとの得点が40%に満たない者は、不合格とする。

原価計算初級の創設について

平成30年度より、ネット試験方式(※)による「原価計算初級」が創設されます。

※ ネット試験方式とはインターネットを介して試験の施行から採点・合否通知までを行う検定試験。

程度・能力	原価計算の基本用語や複式簿記の仕組みを理解し、業務に利活用できる。
合格基準	70点以上
試験時間	40分
受験料	2,160円
試験日	試験施行機関が日時を決定
申込方法	ネット試験会場に直接お問い合わせのうえ、お申込みください。
試験会場	商工会議所ネット試験施行機関

ネット試験会場検索はQRコードからアクセスできます。



鹿児島商工会議所 会員サービス部

〒892-0842 鹿児島市東千石町1番38号
TEL(099)225-9522 FAX(099)227-1977
URL <http://www.kagoshima-cci.or.jp>

※裏面もご覧ください。

受験者への連絡・注意事項 (1級～3級)

1. 受験するときに持参するもの

- ①受験票
- ②身分証明書(氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの。ただし、小学生以下は必要ありません。)
※身分証明書…運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証など
- ③筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム)
- ④計算器具(そろばん、電卓)
ただし、電卓は計算機能(四則演算)のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできません。
 - ・印刷(出力)機能
 - ・メロディー(音の出る)機能
 - ・プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓)
 - ・辞書機能(文字入力を含む)(注)ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を可とします。
 - ・日数計算
 - ・時間計算
 - ・換算
 - ・税計算
 - ・検算(音の出ないものに限る)

2. 受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

3. 入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

4. 入場時間の厳守

試験開始時刻までに会場に入場するよう、時間厳守してください。

5. 本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。試験当日に身分証明書を忘れた受験者は、試験日を含め3日以内に必着で「身分証明書(コピー)」と「身分証明書の不携帯による本人確認申請書の本人控え」を鹿児島商工会議所宛に郵送してください。郵送しなかった場合は「欠席扱い」となり採点されません。

6. 試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ①試験委員の指示に従わない者
- ②試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
- ③試験中に、係員の指示に従わず携帯電話などのモバイル機器を使用したり、着信音が鳴るなどした者
- ④試験問題等を複写する者
- ⑤答案用紙を持ち出す者
- ⑥本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ⑦他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ⑧暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ⑨その他の不正行為を行う者

7. 飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

8. 試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

9. 試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

10. 答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

11. 合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。なお、合格証明書については随時、受付にて発行いたしております。ご希望される方は、最寄りの商工会議所に申し出てください。

12. 試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

13. 答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなかった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

14. 合格発表

合否通知は郵送で送付します。また、鹿児島商工会議所ホームページにも掲示します。(http://www.kagoshima-cci.or.jp) 団体でお申込みをされた受験者への合否通知は、団体宛に行います。なお、電話による合否結果についてのお問い合わせには、一切回答できません。

15. 個人情報の取扱

商工会議所検定試験に係る個人情報の利用目的、共同利用および、匿名加工情報に関する事項の公表事項について鹿児島商工会議所検定ホームページに記載しています。

《簿記検定1級合格者に対する特典》

1. 税理士法第5条第1項11号の規定に基づく国税審議会の認定により、税理士試験の受験資格が認められております。
1級合格者が当該試験の受験を希望する場合は、受験願書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各国税局総務部人事課又国税庁人事課に直接申し込みます。
2. 職業能力開発促進法第30条の規程に基づく公共職業訓練及び認定事業内職業訓練指導員資格試験における事務科の試験において、実技試験のうち「簿記」及び学科試験のうち「簿記」が免除されております。
この資格試験は、各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各都道府県庁職業訓練課又は職業安定課に直接申し込みます。